

基本目標4 多様な生きものとの共生

背景

(1) 生物多様性とは

昔からその土地にいた様々な生きものたちが、多様な環境の中でお互いに関わりあって生きていることを生物多様性と言います。生物多様性には、次の3つのレベルがあります。これら生物多様性を保全するためには、3つのレベルで保全していくことが重要です。

また、ただ単に種類や個体数を増やせばよいのではなく、地域固有の生態系を把握し、保全していくことが必要です。

生物多様性の3つのレベル

①生態系の多様性

河川、池沼、樹林、草原など様々なタイプの自然があることです。



②種の多様性

植物、動物、微生物など様々な生きものが生息・生育している状況のことです。



③遺伝子の多様性

同じ種でも遺伝子の違いによって、形や模様などに個性があることです。例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別であるなどが挙げられます。



生物多様性の恵みとは

多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）は、私たちの暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品などの資源を生み出しているほか、災害の防止や緩和、安定的な気候などの生存基盤、文化の根源となるなど、様々な恵みをもたらしています。

すなわち、私たちのいのちと暮らしは、生物多様性の恵みによって支えられているのです。

出典：環境省生物多様性ウェブサイト



(2) 気候変動による生物多様性への影響

地球温暖化に伴う気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失につながると言われています。

身近な例として、長年の観測結果から、サクラの開花の時期が気温の上昇に伴い早まっていることが確認されているように、自然生態系への影響が既に現れ始めています。

国内では、植生の変化、一部の野生動物の分布拡大、サンゴの白化現象などが既に確認されており、今後、日本に生息するコンブ 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失するほか、サンゴが日本周辺から消失する可能性があると言われているなど、生物多様性が大きく損なわれることが示唆されています。

(3) 都市における緑の創出の重要性

都市において、公園や緑地といった緑とオープンスペースの確保は、自然とのふれあいの場の提供や、環境教育、気温の低減効果、温室効果ガスの吸収といった環境面での機能・役割を担うだけでなく、社会面や経済面における機能・役割も有します。

社会面では、都市水害の軽減や火災発生時における延焼防止といったレジリエンスの強化の機能、レクリエーション活動や健康運動、文化活動といった活動の拠点の役割などが挙げられます。また、経済面では、良好な環境や景観の形成による都市の魅力の向上や観光振興といった機能を有しています。

このような緑が持つ多機能性は、人口減少・少子高齢化、自然災害のリスクの高まり、地球温暖化といった様々な社会的課題の解決に寄与すると期待されています。

(4) 人と身近な自然や緑との関わり合い

都市において、身近な自然や緑との関わり合いは、人に以下のように様々な面における健康促進効果をもたらすことが、近年の研究から分かってきています。

精神的 健康	家の窓から街路樹や緑地の木々を眺めたり、小鳥のさえずりを聴いたりという自然体験が、ストレス低下や生きる活力の醸成につながるなど心の健康にポジティブな影響を与えると言われています。
身体的 健康	緑地の利用時間が長い人ほど、高血圧の割合が低くなる調査結果が示されるなど、日常的に自然や緑に関わることが、肥満や高血圧、糖尿病などの発症を抑えると言われています。
社会的 健康	都市緑地や公園は、地域コミュニティの形成に貢献し、普段から緑地を訪れる人は、地域社会に対する連帯感・信頼感が強く、孤独感を持ちにくくなると言われています。
子どもの 発達	小学校入学前・低学年のころに住んでいる環境の緑の豊富さが子どもの認知機能の発達に良い効果をもたらすと言われています

区においては、水元小合溜をはじめとした水辺における身近な自然や公園緑地などの緑の拠点を保全及び創出しており、関わる人がいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを行っています。

■ ■ 葛飾区における自然とは

自然とは、本来「人の手が加わっていない状態」を指します。

公園や河川敷などは、人の手が加わっていますが、鳥や昆虫、草花など野生の動植物を見ることができ、「身近な自然」と呼ぶことができます。

葛飾区にある「自然」は、この「身近な自然」になります。代表的な場所としては、広大な水元公園や大場川、中川、江戸川などの河川の水辺があります。

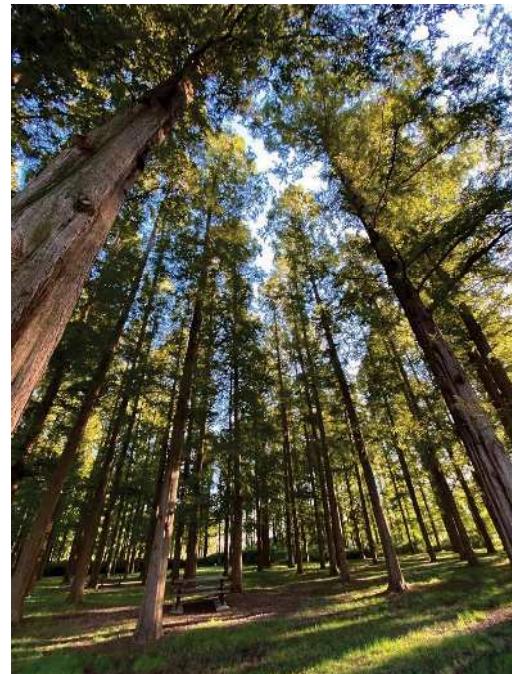
■ ■ 水元公園について

水元公園は、小合溜に沿ってつくられた都内最大の水郷を景観とした公園です。

園内には小合溜から引かれた大小の水路が流れ、ポプラ並木やメタセコイアの森などの植物が水郷景観をつくり出しており、春の桜、初夏の花菖蒲、夏のオニバス、秋の紅葉・ドングリ、冬の水鳥など四季折々の見どころがあり、特に、東京都の天然記念物「オニバス」の都内唯一の自生地もあります。散歩や自然観察の場として区外からも多くの方々が訪れます。

また、野鳥や昆虫類、魚類、水生生物、野草など多様な生きものが生息・生育しており、身近な自然と触れ合える貴重で豊かな自然環境の拠点となっています。

※ 本計画では、「水元公園」は、東京都が管理する陸域部の「都立水元公園」と区が管理する準用河川の「小合溜」を合わせた地域の総称としています。



メタセコイアの森

現状と課題

(1) 葛飾区に残る身近な自然環境

高度経済成長期以降、急激な人口増加とともに市街地が拡大して、樹林地や農地が大幅に減少しました。しかし、水元公園やさくら堤といった昭和中期頃から残る身近な自然も存在しており、歴史的にも意義のある場所となっています。



【水元公園と水元小合溜】



【さくら堤】



【上空から見た高砂橋(昭和初期)】

出典：葛飾区

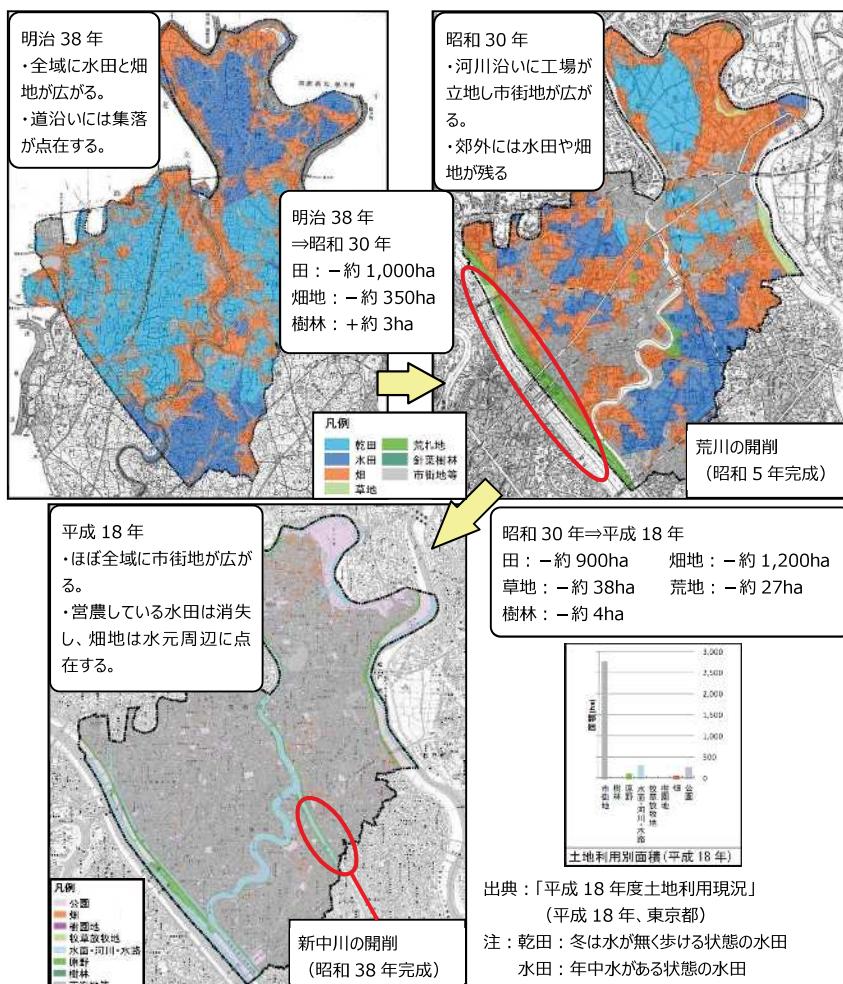


図 4.26 土地利用の変化

▶ 昔からの姿が残る葛飾区の身近な自然環境を把握し、未来へ残すため保全することが必要

(2) 区内における生きものの実態の把握と生態系の保全

小合溜の水辺環境を活かした水元公園とその周辺には、野鳥や昆虫類、魚類、水生生物が多く見られます。特に、都の天然記念物であり、絶滅危惧 II 類に指定されているオニバスが都内で唯一見られるほか、アサザやフジバカマなどの貴重な植物が自生しています。また、生物多様性保全状況調査によると、メダカやニホンウナギ、カワセミ、トウキョウダルマガエル、カンタン、イヌノフグリ等の希少種も確認されています。

こうした区の特徴ある希少な生きものを含む生態系は、土地固有の繊細な自然条件のバランスによって成立している場合もあることを踏まえて、保全していくことが重要です。

一方で、マスクラットやアライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、ウシガエル等の特定外来生物*も確認されており、国や自治体等が協力して対策することが求められています。



【オニバス】



【カワセミ】



【メダカ】

出典：葛飾区、生物多様性保全状況調査（葛飾区）

図 4.27 区内で確認された希少種



【マスクラット】



【アレチウリ】



【カダヤシ】

出典：葛飾区、生物多様性保全状況調査（葛飾区）

図 4.28 区内で確認された特定外来生物

 葛飾区における在来種の保全のため、定期的なモニタリングや外来種の駆除が必要

(3) 葛飾区の生態系を脅かす生きもの

生物多様性の考え方においては、ただ単に、たくさんの生きものがいれば良いというわけではありません。生きものの種は、長い年月をかけてその場所の環境に適応したことで生まれたものであり、本来その場所に生息していない、生息してはいけない外来種は、その地域の固有の生態系を脅かします。

区内では、アライグマ（特定外来生物）やハクビシン（外来生物法による指定なし）の生息が確認されていますが、これらの餌や生息場所が在来種のタヌキと競合することから、タヌキの生息への影響が懸念されます。また、特定外来生物であるウシガエルやブルーギルは、旺盛な食欲により餌となる在来種に大きな影響を与えるおそれがあり、緊急対策外来種であるミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）は餌となる魚類、両生類、甲殻類などに大きな影響を与えています。

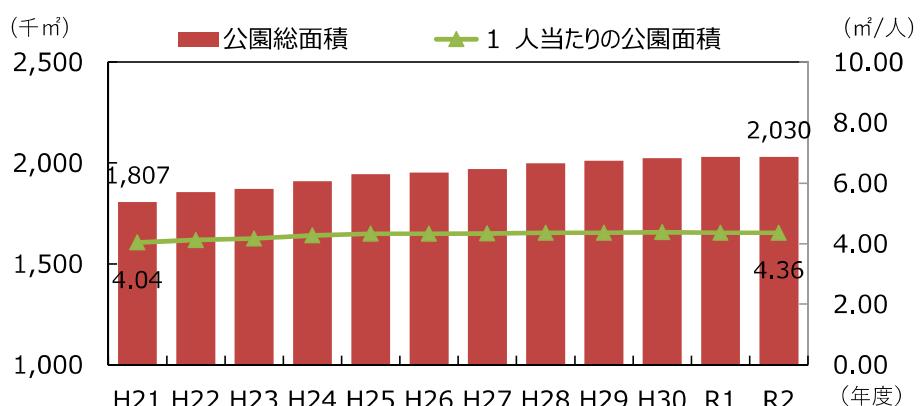
その他にも、特定外来生物であるカミツキガメは、陸上にあがると咬みつくなど攻撃的で、咬まれた場合は大怪我につながる危険性があります。

▶ 外来生物の増加を防ぐ取組、外来生物による被害への対策が必要

(4) 都市空間における緑の創出による魅力的なまちづくり

区では、まちづくりの機会を捉え、緑の創出に取り組んできました。

2020（令和2）年度における区民一人当たりの都市公園等の面積は 4.36m^2 であり、特別区全体の 3.0m^2 を上回っています。2021（令和3）年4月1日現在の区道上の街路樹は9,906本で、サクラやヤマモモ、クスノキなどを中心とした多様な樹種を用いて整備を進めています。



出典：葛飾区の現況より作成

図 4.29 公園面積の推移

生産緑地*面積は、2003（平成15）年度では30.88ha、2020（令和2）年度では25.15haとなっており、緩やかな減少傾向にあります。緑被率*は、1980（昭和55）年以降減少傾向にありましたが、2008（平成20）年以降は増加に転じています。

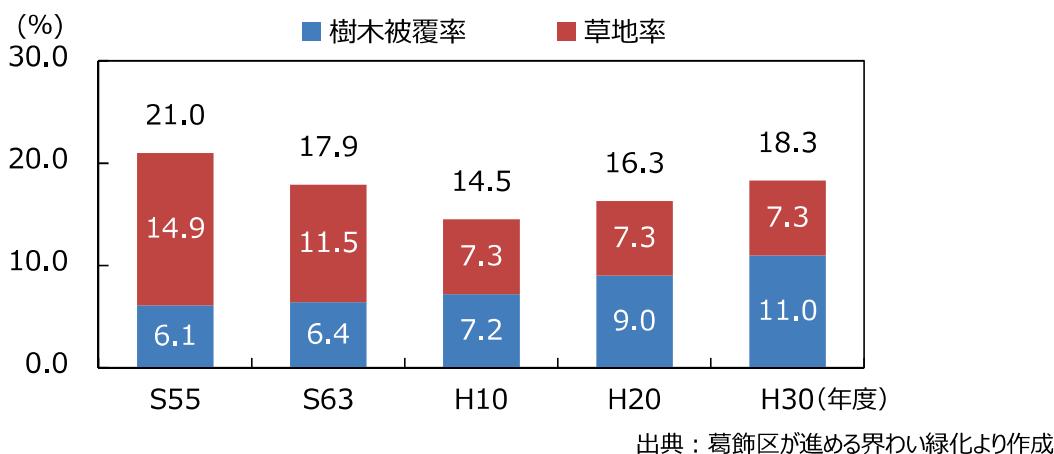


図4.30 緑被率の推移

魅力的な都市空間を創出するため、まちづくりの機会を捉えて緑の創出に引き続き取り組むことが必要



30by30

30by30とは、2030年までに地球の陸域の30%と海域の30%を自然環境エリアとして保全することを目標とするものです。

生物多様性条約COP15で決定される予定の生物多様性の世界目標案における主要な目標として検討されており、2021年6月のG7サミットでは、G7国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意しています。

この目標の達成により、国内では生物の絶滅リスクは3割減少すると言われています。

国では、2022年中に30by30ロードマップを策定し、2023年には少なくとも100地域以上を自然環境エリアとして認定することで、2030年までに陸と海の両方の地域で30%以上の認定実現を目指すこととしています。

コラム

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



OECM

30by30の達成に向けては、国立公園等の保護地域の拡充のほか、OECM（Other effective area-based conservation measures）の認定が主な取組として挙げられており、国がOECMを認定する仕組みについて検討が進んでいます。

保護地域が生物多様性の保全を目的とする地域であるのに対して、OECMは本来の目的に関わらず結果として生物多様性の保全に貢献している場所といえます。

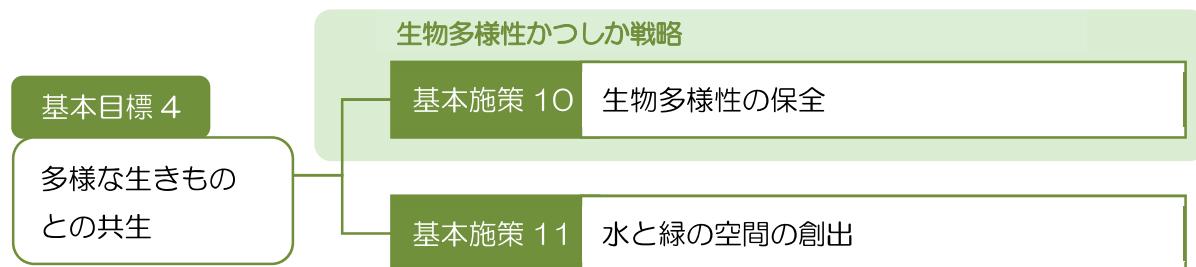
想定される認定対象は、社寺林や企業有林、都市内の公園、河川敷などがあり、OECMの認定は、ESG投資の評価につながることで企業による保全活動が促進されることや地域の資産としての認知につながること、多様な主体の連携・協働を促進することなど様々な効果が期待されています。

コラム

施策の方向性

■ 基本施策

基本施策 10 は「生物多様性かつしか戦略」として位置付けます。



■ 関連する主な SDGs のゴール



施策の展開

基本施策 10 は「生物多様性かつしか戦略」として位置付けます。

基本施策 10 生物多様性の保全



■ ■ 第二次生物多様性かつしか戦略

1 生物多様性かつしか戦略とは

生物多様性基本法では、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」を策定するよう求めており、生物多様性国家戦略においても地域に即した取組が重要であるため地方自治体が担う役割は非常に大きいとされています。このため、区では、2012（平成 24）年 11 月に生物多様性かつしか戦略を生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」として取りまとめました。

かつしか戦略は、より豊かな区民生活を実現するために生物多様性の保全に関する取組の方向性を示すものであり、生物多様性を守り（保全）、生態系をよみがえらせ（再生）、つくり出す（創出）行動を起こすための指針となるものです。

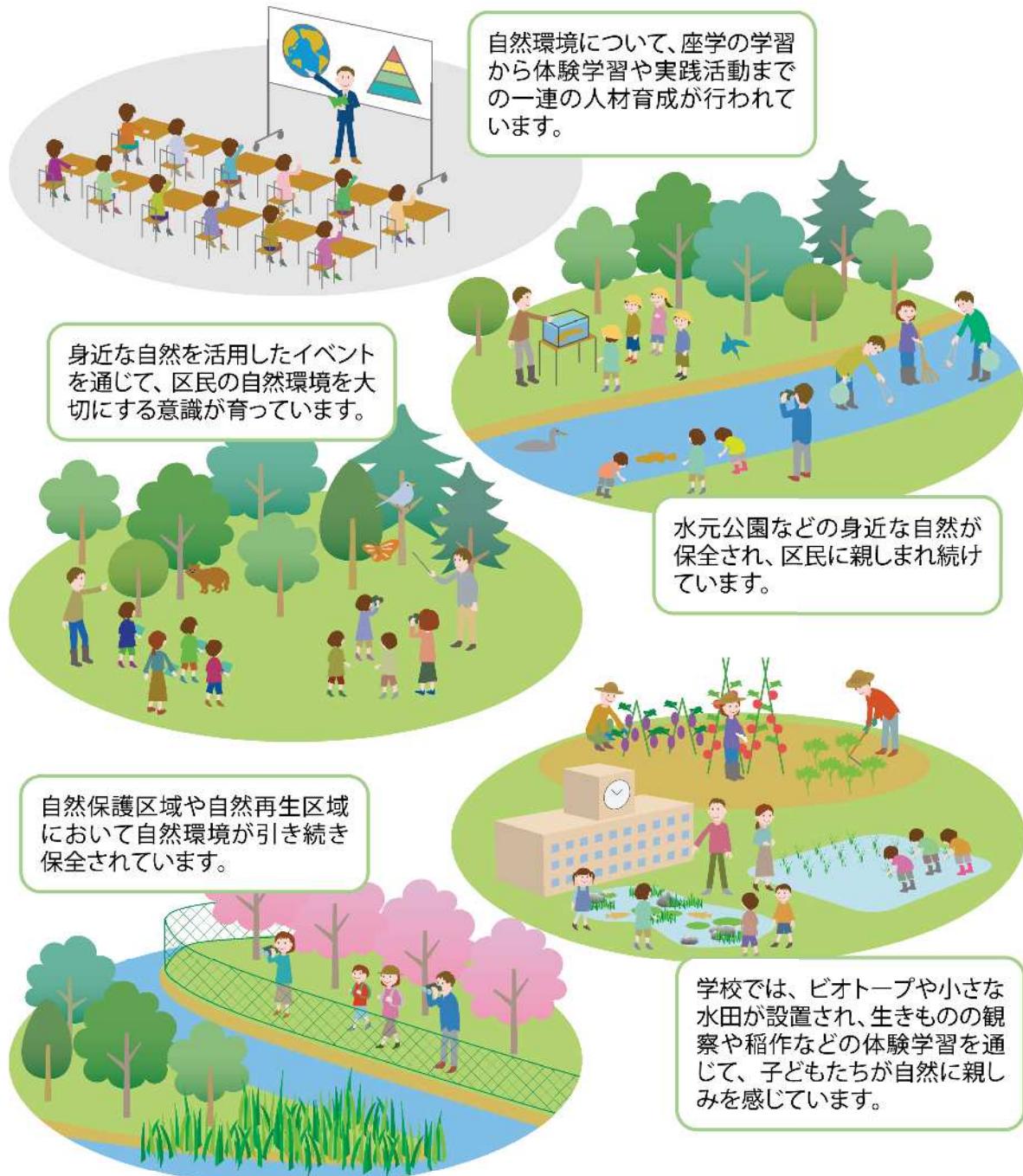
これを推進するために、葛飾区生物多様性推進協議会を 2013（平成 25）年 3 月に設置し、区民、地域団体、事業者、区の連携・協働のもと、区内の生物多様性の保全・推進に向けて取り組んでいます。

2 望ましいかつしかの姿

区内には、水元公園、荒川や江戸川、その河川敷など、多くの生きものが生息・生育する自然が残っている場所があります。それらは、身近な自然として重要なものであり、守り続けていく必要があります。

そのため、将来を担う子どもたちが自然に親しみ、自然環境の大切さを学べる機会を充実させていくことが重要となります。

＜生物多様性かつしか戦略における望ましい葛飾区の将来像＞



■ ■ 取組 10-① 貴重な自然環境の保全・再生

今なお残っている自然環境を適切に維持することで、多様な生きものが生息・生育する生態系を守ります。

主な取組

- ・身近な自然を保全・再生するために自然保護区域や自然再生区域を指定して、維持管理を行います。
- ・自然保護区域としてフジバカマが自生している「水元さくら堤」と多くの生きものが生息する「大場川中州」の2箇所を、自然再生区域として「古隅田川」など6箇所を指定しており、保全・維持活動をさらに進めています。
- ・区の大部分を占める市街地においても、多様な生きものの息吹を感じられるよう、生息・生育場所の保全・創出をします。

■ ■ 取組 10-② 在来種の保護

区内で見られる在来種の保護に力を入れるとともに、特定外来生物の対応・駆除などに取り組みます。

主な取組

- ・鳥類が餌場として利用している水辺環境を保全し、メダカなどが生息できる環境づくりに取り組みます。
- ・外来種に関する区民からの相談等への迅速な対応や、特定外来生物への注意喚起と啓発を行うとともに、国や都等と連携して捕獲・駆除に取り組みます。

■ ■ 取組 10-③ 生物多様性に関する情報収集・普及啓発

生きものの生息・生育に関する情報を収集して整理・分析・公表を行うことで、生物多様性の保全や生態系の再生・創出に役立てます。また、収集した情報を区民、地域団体、事業者などに分かりやすく伝え、生物多様性に対する意識を高められるよう啓発します。

主な取組

- ・水辺や市街地などの生物多様性の状況をわかりやすく把握できるよう、区民や地域団体などと連携した定期的なモニタリング調査により、情報収集を行います。
- ・インターネットを活用して、生きものの生息・生育に関する情報などを公開します。
- ・特定外来生物の駆除リストやマニュアルを作成します。また、特定外来生物の駆除を目的としたイベントを実施します。

■■ 取組 10-④ 自然環境を守り、育てる担い手の育成

自然と触れ合いながら、自然環境の大切さを学ぶ環境を整えることで、区の自然環境を守り、育てる担い手を育成します。

主な取組

- ・自然環境の大切さを学ぶ機会をつくるため、身近な自然と触れ合う様々な講座を実施します。
- ・区内に生息する動植物の状況や、身近な自然環境について調査を行う自然環境レポーターの活動を通じて、自然環境を守り育てる担い手を育成します。
- ・環境学習用教材「エコかつ」を小学校や中学校で活用することにより、環境教育を推進します。

施策の目標

基本施策 [10]

生物多様性の保全

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
自然を大切にする行動をしている区民の割合 (%) ※1	72.3 % (令和2年度)	86.0 % (令和13年度)
生き物調査において確認した自然環境の保全率 (%)	89 % (令和元年度)	100 % (令和13年度)
自然環境学習に参加する区民の数 (人)	1,109 人 (令和元年度)	1,230 人 (令和13年度)

※1「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書